

## 令和7年3月清須市議会定例会会議録

令和7年3月3日、令和7年3月清須市議会定例会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

### 1. 開会時間

午前9時30分

### 2. 出席議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 伊 藤 奈 美 | 2 番  | 浅 妻 奈々子 |
| 4 番  | 土 本 千亜紀 | 5 番  | 松 岡 繁 知 |
| 6 番  | 山 内 徳 彦 | 7 番  | 富 田 雄 二 |
| 8 番  | 松 川 秀 康 | 9 番  | 大 塚 祥 之 |
| 10 番 | 小 崎 進 一 | 11 番 | 飛 永 勝 次 |
| 12 番 | 野々部 享   | 13 番 | 岡 山 克 彦 |
| 14 番 | 林 真 子   | 15 番 | 加 藤 光 則 |
| 16 番 | 高 橋 哲 生 | 17 番 | 伊 藤 嘉 起 |
| 18 番 | 久 野 茂   | 19 番 | 浅 井 泰 三 |
| 20 番 | 成 田 義 之 | 21 番 | 天 野 武 藏 |

計 20名

### 3. 欠席議員

3 番 齊 藤 紗綾香

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

|   |     |   |         |
|---|-----|---|---------|
| 市 |     | 長 | 永 田 純 夫 |
| 副 | 市   | 長 | 葛 谷 賢 二 |
| 教 | 育   | 長 | 天 埜 幸 治 |
| 企 | 画 部 | 長 | 河 口 直 彦 |

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 総務部長                | 岩田喜一  |
| 危機管理部長              | 飯田英晴  |
| 市民環境部長              | 石田隆   |
| 健康福祉部長              | 丹羽久登  |
| 建設部長                | 長谷川久高 |
| 会計管理者               | 三輪好邦  |
| 教育部長                | 石黒直人  |
| 監査委員事務局長            | 吉田敬   |
| 企画部次長兼企画政策課長        | 林智雄   |
| 総務部次長兼総務課長          | 檜本雄介  |
| 総務部次長兼収納課長          | 辻清岳   |
| 危機管理部次長兼危機管理課長      | 舟橋監司  |
| 市民環境部次長兼生活環境課長      | 松村和浩  |
| 健康福祉部次長兼児童保育課長      | 吉野厚之  |
| 健康福祉部次長兼健康推進課長      | 古川伊都子 |
| 建設部次長兼新清洲駅周辺まちづくり課長 | 前田敬春  |
| 人事秘書課長              | 岡田善紀  |
| 財政課長                | 服部浩之  |
| 財産管理課長              | 所邦治   |
| 保険年金課長              | 浅野英樹  |
| 社会福祉課長              | 鈴木許行  |

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

|                |       |
|----------------|-------|
| 議会議事務局長        | 後藤邦夫  |
| 議会事務局次長兼議事調査課長 | 鹿島康浩  |
| 議事調査課主任        | 速水真由美 |

6. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1 議案第 1 号 令和 7 年度清須市一般会計予算案

- 日程第 2 議案第 2 号 令和 7 年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 3 号 令和 7 年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 7 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 7 年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 7 年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 7 号 清須市こども計画審議会条例案
- 日程第 8 議案第 8 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例案
- 日程第 9 議案第 9 号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条  
例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 10 号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例  
の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 11 号 清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関す  
る条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 12 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 13 号 清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 14 号 清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の  
一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 15 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 16 号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 17 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 18 号 清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 19 号 清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改  
正する条例案
- 日程第 20 議案第 20 号 清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び  
に水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条

例案

- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 7 号）案
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 6 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 6 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

案

- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 6 年度清須市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 6 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 8 号）案
- 日程第 3 3 発議第 1 号 清須市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条  
例案
- 日程第 3 4 請願第 1 号 愛知県議会議員選挙の選挙区に関する請願書

（ 傍聴者 3 名 ）

( 時に午前9時30分 開会 )

議長（岡山克彦君）

おはようございます。

令和7年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、20名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日、齊藤議員から欠席の届けが提出されています。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

本日議題としております日程第1、議案第1号から日程第28、議案第28号までについては、2月21日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題として質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、施政方針及び議案に対する質疑の回数及び時間につきましては、議会申合せ事項第47号の規定により、一般質問と同様となっております。

日程第1、議案第1号から日程第28、議案第28号までを一括議題といたします。

去る2月26日までに、お一人の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

なお、議員の質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の議案に対する質疑を受けます。

加藤議員。

< 15番議員（加藤光則君）登壇 >

15番議員（加藤光則君）

おはようございます。

議席番号15番、加藤光則です。

私のほうからは、大きく三つについて質疑させていただきたいと思います。

1番、議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」4の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費についてであります。保健センター費の新保健センター整備費3,957万1,000円についてであります。

新保健センターの整備に当たり、保健センター費が3,957万1,000円、予算に計上さ

れました。公共施設の総合的かつ計画的な管理の観点からと施政方針でも述べられていますが、四つの保健センター機能を統合した新たな保健センターとなり、市民の健康づくりの拠点となるわけです。市民が安全で快適に利用でき、機能的で持続可能な保健センターを作り上げるために、実施設計に当たり要求される機能、設計内容などの検討はどのように進められているのか伺います。

2、議案第2号「令和7年度清須市国民健康保険特別会計予算案」及び議案第15号「清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について質疑します。

税率及び税額の改正により、国民健康保険税の引上げが行われました。標準税率になるとのことですが、市町村が愛知県に納める国保の一人当たりの平均納付金額は、この3年間で約3万円、22.6%も引き上げられています。負担額は、耐えられない水準となっています。被保険者数も1万人を割るなど、被保険者の状況も変わる中で、収納率をどのように捉え、低所得世帯への対応をどのように考えているのか伺います。

3、議案第17号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」についてであります。

職員一人が保育することができる児童の人数が、3歳児については20人から15人、4歳児及び5歳児は30人から25人に改善されました。本市においては、3歳児以上の児童に係る職員の配置基準を見直しされましたが、政府は、保育所などに支払う運営費、公定価格について、1歳児に対する保育士の配置を手厚くする施設を対象にした加算措置を設ける方針を決めています。本市は、条例改正を行うに当たり、1歳児についてはどのように対応を考えているのか伺います。

以上であります。御答弁よろしく願いいたします。

議長（岡山克彦君）

はじめに、1の質疑に対し、古川健康福祉部次長兼健康推進課長、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。

1についてお答えします。

本年度は、財産管理課と保健事業を実施することも家庭課、保険年金課及び健康推進課、そして、設計業者等と定期的な会議を実施し、協議を重ね、課題整理と課題解決の視点を設定し、新保健センターの基本設計を検討しています。

その基本設計の視点は、大きく2点あります。

1点目は、長期的な未来を見据えた視点とし、時代の変化に伴う保健ニーズの多様化に対応できるよう将来性、柔軟性のある保健センターを目指します。具体的には、D XやI C Tなどに対応できる設備計画や母子保健事業や成人保健事業等から必要なときに関係課へ御案内することで、支援の強化を図ります。

2点目は、管理しやすく効率的な視点とし、現在実施している全健診をシミュレーションし、諸室を配置することで、分かりやすい動線と効果的・効率的な人員配置ができる整備を目指します。

今後もそれらの視点に基づき、市民の方が安心して乳幼児健診、がん検診、特定健診、健康相談及び栄養指導等の保健事業が受けられる健康づくりの拠点となるよう実施設計を策定します。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今いろいろ述べていただきまして、ちょっと私、聞き漏らしたところもあるかもしれませんが、重なる質問をするかもしれません。御容赦いただきたいと思います。

まず清須市の保健センターの設置及び管理に関する条例が本市にはあって、その第2条には、「住民の健康の維持増進を図ることを目的として、この保健センターを設置する。」ということで書かれています。それで、今現在は西枇杷と新川と春日が、この条例のところに載っておったと思うわけであります。この隣にある清洲の旧の保健センターは、取り壊されたということであります。

それから、第4条には、「センターは、健康福祉部健康推進課が管理する。」ということになっています。

それで、この間、思い起こしてみると、23年の広報の8月号には、清須市内に4か所ある保健センターのうち、西枇杷島保健センターを除く3か所は建築後40年以上経過していることから、各保健センターは大規模改修を実施せず、1か所へ統合しますと。その際に、南館の執務スペースや窓口を増築したベッドを移転することによって生まれたスペースへ統合保健センターを新たに設置することにより、相談内容に応じて関係部署が連携を図り、速やかに支援ニーズに対応していきたいということが23年の8月の広報に載っておりました。それに基づいて、今御答

弁いただいた中をお聞きすると、準備を着々と進められてきた、このことがよく分かるわけであります。

その上で、二、三質問したいわけですが、この保健センターの設計は、その役割を効果的に果たすため、機能性と快適さが求められるわけであります。それで、昨年の答弁の中では、量から質への視点で行っていくと言われておったわけであります。設計において、利用者の多様なニーズに対応していくことや市役所との併設になるわけですので、動線の流れを考えて設計していく、こういうことに基づいて、今、るる、この間の取組が述べられて、大きく二つのこと、未来とか時代ニーズ、柔軟性、それから、効率的な管理ということを述べられたわけであります。

その上で、市役所との併設になるわけですので、速やかなスピーディーないろいろなことができるんだということも言われておるわけですが、もう一つ保健センターの役割というものもあるわけでありますので、先ほど連携してということと業者との話を含めて市役所の関係部局と業者、そこで課題の整理を行ったという御答弁をいただきました。

高齢者や障がい者なども利用しやすいようなバリアフリー設計、こういうことが求められているわけですが、その辺については、今の庁舎の内部の今回の改修の保健センター費であります、全体のバリアフリーとか車椅子の動線とか、そういうところはどういうふうに話し合われているのか伺いたいと思います。

議長（岡山克彦君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課、古川です。

バリアフリーにつきましても、南館のほうの改修をさせていただきますので、1階、2階、3階、4階が改修されますけれども、そちらのほうはバリアフリー機能も考慮した設計になっております。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

それともう一つは、先ほど時代のニーズというお話がありました。その上で、住民のニーズを把握していく、こういうことも非常に大事になると思いますし、それから、今、四つ三つあった

ものを一つにしていくわけですので、清須市民の皆さんの、本当にこれ一つになってどうなるのという不安もあるわけでありますので、その信頼を得ることも大切になっていく課題だと思えます。その上で、相互理解とコミュニケーションを心がける中で、サービスの質や、あそこへ行くまでのアクセス性も重視していかないかと思うわけですが、そういったことは今後の検討の中で、どういうふうを考えていこうとされているのか伺いたいと思います。

議長（岡山克彦君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

現在の状況から御説明させていただきたいと思います。

現在、母子保健事業では、子どもの健診等はコロナ禍以前から会場の広い保健センターということで、西枇杷島保健センターと春日保健センターを中心に事業のほうを実施しておりまして、ここ数年につきましては、待合が確保されておりまして、また密にならない会場の広さ、駐車場の確保等から、ほぼ春日の保健センターを中心に事業のほうを実施させていただいております。

新保健センターは春日の保健センターより広くなりますので、清須市の中心により近い場所に設置することになりますので、市民の皆様のアクセスも便利になる方のほうが多いかなというふうに考えております。

また、成人保健事業では、がん検診事業では各保健センターで行う集団検診と医療機関で行う個別検診があるんですけども、保健センターは遠いと言われる方がどちらに住まれていても、お住まいの場所と保健センターの距離というのは一人ずつ違うものですから、そういった面でも、医療機関のほうに点在していますので、個別検診の充実を図りまして、検診が受診しやすいように整備をしております。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今、徐々に集団から個別検診ということも言われたわけですけども、今言われたような取組、例えばホームページ等を見ると、各保健センターは事業開始時のみ開館、こういうふうに書かれておって、いろいろ事業ですね、集団検診、個別検診、その他相談活動や第5条の条例の中に、「センターは、次の事業を行う。」ということで、8項目にわたって書かれているわけでありま

す。例えば多くの人が集まる検診が保健センターで1か所で行われると、いろいろこれまでよりもそういうことも考えてやっていくんだということでありましたが、集団検診、個別検診以外にも相談活動もいろいろあるわけですが、移行していく上で、例えば出張サービスのような取組もやっていくようなお考えというのはあるのかどうなのかお聞きします。

議長（岡山克彦君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康相談につきましては電話相談等もございますし、あと、来所するのが難しい方については家庭訪問での実施もできる状況でございます。

随時相談につきましては、現在も保健センターは事業のあるとき以外は常時閉館していますので、市役所のほうで相談を受けている状況でございます。

以上です。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

1か所に集約されて、いろんなことも想定して今準備を進めておるわけですがけれども、やはり身近にあったものが遠くなると、皆さん不安もあると思うわけであります。サービスのまずは質が低下しないように注意を払っていく、このことは当然でありますし、新しい施設では利用者に対するサービスの質やスタッフですね、職員の皆さんの対応が本当に更に落ちないというか、前進するように、職員の皆さんの研修や体制の整備も求められてくると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

それから、最後に改修の費用についてちょっとお聞きしたいと思います。

過去の答弁や資料を見ると、今、本庁舎の増築もあるわけですが、31億円プラス南館の1、2階の改修費と言われておったと思います。それで、過去の資料には総合保健センター整備費6.3億円、こういうふうに書かれておったわけであります。そして、今回、令和7年は設計業務委託料、これが3,525万5,000円組まれました。しかし、令和6年度には改修工事設計業務委託料が約1,207万円が組まれておったと思いますけれども、この中身について何がどういうふうになっておって、今どういうふうになっておるのか御説明いただけたらと思います。

議長（岡山克彦君）

所財産管理課長。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課、所です。

今、議員のおっしゃられた数字というのは、ちょっと古い数字になってしまうんですけれども、令和5年5月22日に基本構想ができた時の数字になります。今現在あくまでも今回、令和7年度に発注する実施設計が完了しないと正式な金額等は分からないんですが、随分、前回の庁舎の時の入札不調もありましたが、物価高騰、いろんな影響がございます。その中で新保健センターなんです、一応概算で、これは確定ではないんですが、2期工事が13億9,000万円から約17億円5,000万円ぐらいの試算を見ております。ただ、実施設計が完了した頃には、またこれ以上上がっている可能性というのはあるというふうに考えております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

物価の高騰等いろいろあるかと思います。また、今後注視していきたいわけですが、予算をしっかりと確保して運営できるようにするためにも、財政計画や資金調達についてしっかりとっていかないかんわけですが、この辺について最後にお聞きして終わりたいと思います。

議長（岡山克彦君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

今、財政計画ということで、しっかりとこの事業ができるように、基金は庁舎のほうで今ほぼ使い切っていますけれども、それ以外のところで様々起債ですとか一般財源を投入することになると思いますけれども、この事業をちゃんとうまくいくように、財政課としましては、しっかりと財政計画を組みたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

しっかりやっていただくようお願いしておきます。

二つ目、御答弁をいただきたいと思います。

議長（岡山克彦君）

つぎに、2の質疑に対して、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。

2について御答弁させていただきます。

平成30年度より、県は財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保など中心的な役割を担うものとされており、県は各市町村のあるべき保険税率の見える化を図り、具体的に目指すべき直接参考にできる値を標準税率として毎年示されています。

本市は、平成30年度から令和5年度までの6年間に標準税率とし、あわせて、県の示す標準的な収納率を確保することで赤字補填を解消する計画としていました。

しかしながら、コロナ禍明けの急激な医療費の伸びにより、県の示す事業納付金及び標準税率が増加したことによる被保険者の急激な負担を避けるため、計画を2年延長し、その計画に沿って令和7年度に標準税率とすることができました。毎年の税率改正において、被保険者の急激な負担増とならないよう国民健康保険運営協議会に諮問し、慎重審議をしていただき、本市の税率について答申していただいております。

一方、収納率につきましては収納課と保険年金課が連携し、各々の役割に基づき収納率向上に向けて取り組んでおりましたが、本市の収納率は県の示す標準収納率との差は開く傾向となっております。これについては、税率改正における答申の附帯意見にもありますように、標準収納率に近づけるため対策を検討し、赤字補填解消に向けて努めてまいります。

また、低所得者への対応としましては、7割、5割、2割の軽減制度の活用にて世帯収入に応じた税率になっており、大きな負担増とならないと捉えています。未申告による軽減を受けてない世帯の方には、軽減が適用できるよう申告案内等を行い、適正な賦課となるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

ありがとうございました。

一つ一つお聞きしたいと思いますが、まず県が示す収納率があるわけでありましたが、各市町村の平均的な収納率を反映するものでありまして、基本的には地域全体の健康保険税の収納状況を示しているわけですが、しかし、県内を見ても、自治体の間で収納率に大きな差があるわけでありまして。まず本県の収納率現年度分、愛知県でどういう状況なのか伺います。議長（岡山克彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野英樹君）

まず県の示す標準収納率でございます。こちらにつきましては、愛知県の国保運営方針のほうで、令和7年度から第3期が始まっているんですけれども、令和7年度につきましては95.4%を目標としております。本市の現年度の収納見込率につきましては、92.87%を見込んでおります。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

全県的に見てもいろいろ差があるわけですが、本市と県の標準を見ても差があるわけがあります。この差というのは地域の特性なのか、それとも、政策的な違いなのか、さらには、努力すれば何とかなるのか、どういうふうに現状を考えられていますか。

議長（岡山克彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

収納率につきましては、保険年金課と収納課のほうで連携をして対策しております。現年度につきましては、保険年金課では、転入時や取得時、喪失時等の賦課案内と漏れのないよう、また収め忘れのないように取り組んでおります。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

一つ、後からまた聞きます。

今、物価高騰を受けて、私たち市民、住民の生活は本当に厳しくなって、国民健康保険税の納付に対する負担感が増していることは大きな課題だと思います。国保の世帯主の、全国的に見ても本市も一緒だと思うんですけども、職業別で見ると、所得階層を見ると約43%以上が無職の方、3割弱が被用者であります。そして、この無職とは74歳までの年金受給者で、被用者というのは非正規雇用者が中心と言われているわけであります。さらに、無職のうち、所得なしと100万円未満が7割だと言われています。こうした現状の中で、国保の保険税体系、これは複数の使い道と負担方法が複雑に絡み合わさって、負担能力によらず一定額の費用を求めることになっているものですから、世帯人数に応じた均等割と一世帯当たりの平等割から更に構成されておって、こうしたことが本当に高齢者や低所得者には大変な状況、負担感が強くなっているわけであります。

本市では、県内で言うと、こういう状況の中で近づけていくんだということで取り組まれています。現在、国民健康保険税の金額は、県内においてはどういうふうになっておるのか。順位とか位置がいろいろありますね。それは、どういうふうに見られているのかお聞きしたいと思います。議長（岡山克彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

まず令和6年度のところで賦課金額なんですけれども、これは愛知県内平均で11万9,594円が平均の賦課額でございます。清須市につきましては12万3,131円ということで、県内でいきますと54市町中19番目となっております。

それとあと、標準税率のほうなんですけれども、こちらにつきましては清須市が県に納める金額が17万3,000円ほど。これにつきましては、県下13番目となっております。県の平均が16万7,113円ですので、高いところでございます。

一方、被保険者から集める保険税なんですけれども、こちらにつきましてはお一人当たり平均14万1,182円。こちらにつきましては、県下32番目ということでございます。県下平均が14万4,395円となっておりますので、県の平均より下回っておるところでございます。こちらにつきましては、いろいろな対策等をさせていただきまして、被保険者の負担を少しでも

減らすような努力をさせていただいております。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今おっしゃられたように、保険税の体系というのは、複数の人と負担方法が複雑に絡み合っ  
てこういう算出がされてくるわけでありまして、今、県内54自治体ある中で、この課題について、  
こういう項目については、この順位だということを言われたわけでありまして、そうすると、高い  
ところもあるが本市よりも低いところもあるわけでありまして、いいところは私、見習ってい  
かないかと思うわけでありまして、そこの税率を低く設定されているところは、本市と何が違  
うのかというところを担当から見ると感じられるところを教えてくださいたいと思います。

議長（岡山克彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野英樹君）

これにつきましては、まず平成30年度から統一化されておりますけれども、その間に、ほか  
の市町の聞き及ぶところによりますと、基金を活用しながら税率を抑えているという状況の  
ところもあると聞いております。あと、もともと収納率が県の示す収納率よりも高いところにつ  
きましては、それほど上げなくてもいいということで、税率を低い設定をされているところ  
もあると聞いております。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

収納率については、冒頭言いましたけれども、なかなか大変な状況にあるわけであり  
ます。そうすると、もう一つ基金のことも言われたわけですが、本市でもできる  
ところはないのかと思うわけですが、その辺は何か考えられていることはあり  
ますか。

議長（岡山克彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野英樹君）

今のところ、清須市につきましては赤字補填ということで、一般会計から補填をいただいている現状でございます。こちらにつきましては、決算を迎えて余った分につきましては全額お返しするというお約束の下やらさせていただいておりますが、なかなか黒字化は難しいので、基金に積める金額というのは、もう少し先かなという感じでございます。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

私はですね、繰入れ、赤字補填としてみられないもの云々ということもあるわけですが、保険税の軽減措置の強化とか健康増進活動の充実、国からの補助金や交付金を積極的に活用していく。それから、徴収回数も今8回ありますが、これを増やして、一度に払えない人の負担感を軽減していくなど保険税を抑えることが求められておると思います。

先ほど言われた他の自治体で何かいいことないのかということで、二つのこと、本市でやられていないことを言われたわけですが、いろいろあると思うわけですが、今言った、例えば令和6年度の保険者努力支援制度の集計結果、これは国から出しておるやつですが、それを見ると、本市は合計点数がちょっと低いわけですが、特に国保固有の指標、冒頭で述べた収納率、それから、地域包括ケアの一体的実施、適正化かつ健全な事業運営、ここのところがちょっと点数が低かったわけですが、保険者の立場に立って運営すると、こういういろいろな資金も活用していかないかと思うわけですが、この辺については、何かお感じになっているところはあるのかお聞きしたいと思います。

議長（岡山克彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野英樹君）

努力支援制度につきましては、確かに点数の多いところで収納率と保険事業のものでございます。収納率につきましては、先ほど申し上げたとおり、収納課と保険年金課が頑張っております。

保健事業につきましては、お一人でも特定健診、保健指導を受けていただけるよう今年度から保健師を配置し、進めてまいっておる現状でございます。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

法定外繰入れを増やしていかないと、払いたくても払えず、結局滞納が増えると思うんです。あとはですね、低所得者の減免、これ拡充していくことだと思うわけですが、これはしっかり私のほうはお願いしたいと思うわけですが、あと、冒頭言われた収入減を理由とした減免制度があるわけですが、本市の場合、申告とか窓口に来た時にいろいろな制度をお話しするということ言われておったんですが、ちょっと気になるんですけれども、この実績ですね、収入減等を理由とした減免制度は活用がゼロでありますけれども、それは、何か感じられていることはありますか。

議長（岡山克彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

まず収入減による減免につきましては、こちらの減免制度を使うより、非自発的な減免制度を使った方が被保険者の保険税が安くなるという現状がございまして、そちらを利用させていただいております。

基本的に、仕事を辞めた方だとか自分の意思ではなく会社が倒産したとか、そういった方が対象になるんですけれども、非自発的減免制度が使えない方につきましては、通常の減免制度を利用させていただくということで進めてまいっております。

以上でございます。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

愛知県の国保の運営方針には、24年から29年度を見ると、完全統一の方針というのは、被保険者及び市町村に与える影響を統合的に検討して29年度までに一定の結論を出すと、こういうふうに記述されております。保険料の一つは、まだ統一は決まっていないわけでありまして。県内の医療費格差、これを見ると一人当たり1.6倍、それから保険料の格差は1.9倍であります。そして、この間の平均的な所得は減少しているのに、保険税は大幅に増えてきているわけがあります。国保の応益割の部分というのは逆進性であり、低所得者にとっては大きな負担になる

と考えます。税は負担能力に応じて負担する応能負担原則によるべきだと思いますし、応益割の部分はなくしていくべきだと思います。

それとともに、保険税というのは一定以上の高所得者に対しては上限を設定しているために、高額所得者ほど保険税の負担割合が少なくなるわけであります。物価高騰で暮らしが圧迫している今、経済的理由等により医者に行けない、医療へのアクセスが阻害される、こういったことが起きないように、誰もが必要な医療を受けられる医療保険制度を求めて、制度をきちっと構築していく、そのためにも、更に頑張っていただきたいということをお願いして、ここでの私の質疑を終わります。

次、お願いします。

議長（岡山克彦君）

最後に、3の質疑に対し、吉野健康福祉部次長兼児童保育課長、答弁。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課長、吉野です。

3の質疑についてお答えいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等において3歳児以上の児童に係る職員の配置基準等を見直すものであり、保育士の配置について3歳児は20人から15人、4歳児及び5歳児は30人から25人に対し、それぞれ保育士1人を配置するよう改善するものです。

なお、国は、令和5年に「こども未来戦略」の中で、保育士の配置基準において1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係を踏まえつつ、早期に6対1から5対1への改善を進めるとしており、令和7年度当初予算案に、公定価格上の加算措置として新たに5対1以上に改善した場合に、1歳児配置改善加算を計上しております。

加算の要件につきましては、職員配置を5対1にすることに加えて処遇改善等加算の取得、ICTの活用、職員の平均経験年数10年以上があり、国が示すこの基準全てを満たす市内施設には、給付を行っていく見込みです。

今後、1歳児について国の定める配置基準の法令等が変更されることがあれば、条例改正等が必要となりますので、国や県の動向について注視してまいります。

以上です。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

24年度から配置基準が改善されて、公立、民間全園分は措置されたわけであります。そして、本市の条例改正が、今回行われました。まずお聞きしますが、今回の条例改正で、例えば令和6年4月1日現在の本市、3歳児が公立園に304人、4歳児及び5歳児は325人と307人で632人おみえになります。このほかに民間園があるわけであります。この配置基準の変更により、それぞれ施設は人員の増員とか、新年度予算では予算の確保が求められておったと思うわけですが、令和7年度の予算編成に当たって、先ほどいろいろやられておるとのことだったんですが、現状、準備、対応をどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

議長（岡山克彦君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

令和7年度におきましては、公立園については、新基準の3歳児は15対1、4歳児・5歳児におきましては25対1の配置基準で行うように今調整をしておるところでございます。

以上です。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

調整ということであります。私、ちょっと思い起こしてみると、昨年でも私、同じような質疑をさせていただいて、この改善により保育の質の更なる向上が期待されると考えており、国が示す法令に沿った適正な職員配置に努めてまいりたい、こういうことを言われておったわけでありますので、今まだ調整ということを言われましたが、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、公立園は自治体が運営しているため、配置基準に従うことが義務付けられて、見直された条例によって保育士やスタッフの配置が変更された場合は、その基準に従って職員を配置する必要があるわけでありますが、そうすると、保育職の職員数、年次計画でずっと一緒になっているわけですが、正規職員は見直していく考えはないんですか。

議長（岡山克彦君）

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

議員御指摘のとおり１６５人というふうで、毎年同じ数字ということでございます。今回、配置基準が変わっていきますけども、これは変えずに進めてまいりたいと思います。と言いますのは、もともと保育園の配置人数については、余力を持って１６５という形を取っておりますので、今後そういった形式が変わったとしても対応可能かと考えております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

１５番議員（加藤光則君）

保育士を非正規や派遣で賄っていくのではなくて、正規職員で行う理由というのは、保育の質や子どもたちの安全、福祉の確保、保育士の専門性の向上、労働環境の安定性、保護者との信頼関係の構築など、いろいろなやっぱり多岐にわたる理由があるわけであります。正規職員は保育施設全体の安定運営と質の向上に貢献するために、清須の公立園における重要な役割を渡す存在であり、施設の運営において不可欠であります。私はぜひ充実させていただきたいということを述べておきたいと思います。

それと、１歳児についてであります。今、加算についてはやっていくとか、いろいろ冒頭述べられたわけであります。この１歳児のところは要件をクリアすれば条例改正も行っていくということがありましたけれども、要件をクリアすれば新年度においてもやっていくということなのかどうか、再度お聞きします。

議長（岡山克彦君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課長、吉野です。

正式に国から我々のほうにこういったことについての事業のお話は来ておりませんが、国がそういった案がきちんと通りまして予算化されれば、そちらもきちんと基準を満たせば、給付をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

時間がなくなりましたので、最後、一言伝えておきたいと思います。

十分な人数の保育士が配置されることで、保育環境そのものの質の向上が図られると思います。配置基準の見直しは、保育士の人数を増やして、質の高い保育を提供するための重要な手段であると思います。これによって保育士の負担軽減、子ども一人一人へのきめ細やかな支援、そして、保育士の専門性の発揮、子どもたちの安全確保など保育全体において多くの利点が生まれると思います。

結果として保護者の信頼も高まり、保育の質が向上して、施設の安定運営が可能となります。しっかりと保育の問題に対応していただきますよう私が訴えさせていただきまして、この質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（岡山克彦君）

これで、質疑を終了いたします。

ここで、御報告いたします。

当局から追加提出されております日程第29に記載の議案第29号「清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」、日程第30に記載の議案第30号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、日程第31に記載の議案第31号「清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」及び日程第32に記載の議案第32号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案」につきましては、市長より提案理由の説明を受けた後、担当部局より詳細説明を受け、本会議で質疑を行い、各所管の常任委員会に審査を付託することが議会運営委員会で決定しております。

日程第29、議案第29号から日程第32、議案第32号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田純夫君）登壇 >

市長（永田純夫君）

それでは、本日、追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明を申し上げます。

議案第29号「清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」につきましては、

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」につきましては、内閣府の基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の見直し等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号「清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」につきましては、内閣府の基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の見直し等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第32号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案」につきましては、公職及びその親族に係る葬儀の増加及び生花代の高騰に伴い不足が見込まれる議会交際費及び市交際費を始め単価を引き上げた災害見舞金に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は50万円を追加し、予算の総額は314億8,828万6,000円となります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（岡山克彦君）

日程第29、議案第29号「清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」について、危機管理部長より内容の説明を求めます。

飯田管理部長。

＜ 危機管理部長（飯田英晴君）登壇 ＞

危機管理部長（飯田英晴君）

危機管理部長の飯田です。

議案第29号について御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示にいただき、令和7年3月清須市議会定例会市長提出議案、追加提案の1ページと市長提出議案説明資料、追加提案の1ペ

ージを御覧ください。

議案第 29 号

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定を行う必要があるからです。

2 ページを御覧ください。

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第 5 条では、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9, 100 円から 9, 700 円に、最高額を 1 万 4, 200 円から 1 万 4, 500 円に金額を上げるとともに、扶養親族がある場合、補償基礎額に加算する額の改定をするものです。

また、非常勤消防団員又は非常勤水防団員の補償基礎額を階級ごとにそれぞれ引き上げるものです。

附則、第 1 項、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則、第 2 項、補償基礎額の改定に当たり、損害補償及び傷病補償年金等の支給に関して必要となる経過措置です。

議案第 29 号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

これより、議案第 29 号の質疑を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

議案第 29 号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで、質疑を終了いたします。

日程第 30、議案第 30 号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」及び日程第 31、議案第 31 号「清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」の 2 案件について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

丹羽健康福祉部長。

＜ 健康福祉部長（丹羽久登君）登壇 ＞

健康福祉部長（丹羽久登君）

健康福祉部長、丹羽です。

議案第 30 号と議案第 31 号を続けて御説明いたします。

市長提出議案等の 3 ページと説明資料の 2 ページを御覧ください。

市長提出議案等の 3 ページです。

議案第 30 号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の見直し等を行う必要があるからです。

4 ページを御覧ください。

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を御説明いたします。

説明資料の 2 ページ、上から三つ目と四つ目の丸を御覧ください。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の見直しと連携施設に関する経過措置の延長を行うものです。

附則です。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 30 号の説明は、以上です。

つぎに、議案第 31 号について御説明申し上げます。

市長提出議案等の 7 ページと説明資料の 3 ページを御覧ください。

市長提出議案等の 7 ページです。

議案第 31 号

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の見直し等を行う必要があるからです。

8 ページを御覧ください。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例案

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を  
次のように改正する。

改正の内容を御説明いたします。

説明資料の 3 ページ、上から三つ目と四つ目の丸を御覧ください。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の見直しと連携施設に関する経過措置の延長を行うものです。

附則です。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

議案第31号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

議案第30号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで、質疑を終了いたします。

議案第31号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで、質疑を終了いたします。

日程第32、議案第32号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案」について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田喜一君）登壇 >

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第32号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示していただき、令和6年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第32号

令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度清須市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ314億8,828万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出

清須市長、永田純夫

2 ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず歳入です。

19款繰入金、補正額50万円の増額、2項基金繰入金です。本補正で不足する財源を財政調整基金から繰り入れるもので、本補正後の財政調整基金の現在高は24億1,813万2,000円となります。

3 ページを御覧ください。

歳出です。

1款議会費、補正額10万円の増額、1項議会費です。公職及びその親族に係る葬儀の増加及び生花代の高騰に伴い、不足が見込まれる議会交際費を増額するものです。

2款総務費、補正額30万円の増額、1項総務管理費です。公職及びその親族に係る葬儀の増加及び生花代の高騰に伴い、不足が見込まれる市交際費を増額するものです。

3款民生費、補正額10万円の増額、4項災害救助費です。単価を引き上げた災害見舞金について不足が見込まれるため増額するものです。

議案第32号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

議案第32号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで、質疑を終了いたします。

以上で、議案質疑を終了いたします。

議案質疑が終わりましたので、次のとおり各議案等を各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第1、議案第1号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、議案第2号、日程第3、議案第3号及び日程第4、議案第4号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5、議案第5号及び日程第6、議案第6号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 7、議案第 7 号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 8、議案第 8 号、日程第 9、議案第 9 号、日程第 10、議案第 10 号、日程第 11、議案第 11 号、日程第 12、議案第 12 号、日程第 13、議案第 13 号及び日程第 14、議案第 14 号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 15、議案第 15 号、日程第 16、議案第 16 号及び日程第 17、議案第 17 号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 18、議案第 18 号、日程第 19、議案第 19 号、日程第 20、議案第 20 号、日程第 21、議案第 21 号及び日程第 22、議案第 22 号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 23、議案第 23 号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 24、議案第 24 号、日程第 25、議案第 25 号及び日程第 26、議案第 26 号は、副常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 27、議案第 27 号及び日程第 28、議案第 28 号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 29、議案第 29 号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 30、議案第 30 号及び日程第 31、議案第 31 号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 32、議案第 32 号は、総務常任委員会及び福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 33、発議第 1 号及び日程第 34、請願第 1 号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

なお、次回の本会議は、3 月 21 日金曜日午前 9 時 30 分から再開いたします。

早朝より御苦勞さまでした。

( 時に午前 10 時 31 分 散会 )